公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人西村尚芳の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月11日　東京法務局

元当局所属公証人小池晴彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月11日　横浜地方法務局

金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第５項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エフ・ポート

２．住所　香川県高松市寿町一丁目４－３高松中央通りビル２Ｆ

３．代表者の氏名　代表取締役　山口　雅史

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額　5,000,000円

⑵　権利の実行に係る申出の総額　2,554,333円　①

⑶　官報公示費用　56,749円　②

⑷　申出者への払渡額の算式

各申出者の還付額－｛②×（各申出者の還付額／①）｝

（円未満の端数調整を行う場合がある）

※金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定による公示の費用（上記②）については歳入徴収官四国財務局総務部長に支払うこととし、各申出者への払渡額は、各申出者の還付額から公示の費用の各申出者の負担額を控除した額とする。

令和７年７月11日

四国財務局長　中村　錠治